高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第18号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年12月７日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「ウィンタースポーツに向けた割引　2017―2018」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大３日間に、⑵に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表のとおりとする。

なお、次表に掲げる各インターチェンジは、⑷に定める適用インターチェンジをいう。

適　用　区　間	料金の合計額	
	軽自動車等	普　通　車
Ａインターチェンジからａインターチェンジまでの往復	4,800円	6,000円
Ａインターチェンジからｂインターチェンジまでの往復	6,800円	8,500円
Ｂインターチェンジからａインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円
Ｂインターチェンジからｂインターチェンジまでの往復	6,400円	8,000円
Ｃインターチェンジからｄインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円
Ｃインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	5,200円	6,500円
Ｃインターチェンジからｆインターチェンジまでの往復	5,200円	6,500円
Ｃインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	6,800円	8,500円
Ｄインターチェンジからｄインターチェンジまでの往復	3,600円	4,500円
Ｄインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円
Ｄインターチェンジからｆインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円
Ｄインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	6,000円	7,500円
Ｅインターチェンジからｃインターチェンジまでの往復	3,500円	4,400円
Ｅインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	3,700円	4,700円
Ｅインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	4,800円	6,000円
Ｆインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	6,800円	8,500円
Ｆインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	4,800円	6,000円
Ｇインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	8,000円	10,000円
Ｇインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	6,000円	7,500円
Ｈインターチェンジからｅインターチェンジまでの往復	10,000円	12,500円
Ｈインターチェンジからｇインターチェンジまでの往復	8,000円	10,000円

⑶　実施する期間

平成29年12月８日から同年12月28日まで及び平成30年１月４日から同年４月９日まで。

⑷　適用インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから浦和インターチェンジまで並びに関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで並びに成田国際空港線の成田インターチェンジから新空港インターチェンジまで並びに一般国道14号及び16号（京葉道路）の幕張インターチェンジから蘇我インターチェンジまで並びに一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）(あきる野市から山武市まで（あきる野インターチェンジを含む))（以下「首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）」という。）のあきる野インターチェンジから川島インターチェンジまで及び境古河インターチェンジから大栄ジャンクションまでの間の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の岩槻インターチェンジから羽生インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の桶川北本インターチェンジから五霞インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｃインターチェンジ	東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）のあきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで及び桶川加納インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｄインターチェンジ	関越自動車道新潟線の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から山武市まで）の入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｅインターチェンジ	東北横断自動車道いわき新潟線の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海沿岸東北自動車道の新潟空港インターチェンジから豊栄新潟東港インターチェンジまで及び北陸自動車道の新潟空港インターチェンジから巻潟東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。